

築上町告示第88号

令和6年第1回築上町議会臨時会を次のとおり招集する

令和6年7月8日

築上町長 新川 久三

- 1 期 日 令和6年7月16日
 - 2 場 所 築上町役場議事堂
-

○開会日に応招した議員

今富 義昭君	江本 守君
鞆野 希昭君	田原 宗憲君
工藤 久司君	田村 紘貴君
宗 裕君	丸山 年弘君
信田 博見君	池永 巖君
武道 修司君	塩田 文男君
吉元 健人君	池亀 豊君

○応招しなかった議員

令和6年 第1回 築上町議会臨時会 会議録 (第1日)

令和6年7月16日 (火曜日)

議事日程 (第1号)

令和6年7月16日 午前10時00分開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

①議長の報告 (提出された案件の報告)

日程第4 議案第57号 令和6年度築上町霊園事業特別会計補正予算 (第1号) について

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

①議長の報告 (提出された案件の報告)

日程第4 議案第57号 令和6年度築上町霊園事業特別会計補正予算 (第1号) について

出席議員 (13名)

1番 今富 義昭君	2番 江本 守君
4番 田原 宗憲君	5番 工藤 久司君
6番 田村 紘貴君	7番 宗 裕君
8番 丸山 年弘君	9番 信田 博見君
10番 池永 巖君	11番 武道 修司君
12番 塩田 文男君	13番 吉元 健人君
14番 池亀 豊君	

欠席議員 (1名)

3番 鞆野 希昭君

欠 員 (なし)

全員協議会を開催することとなりました。全員協議会終了後に本会議を再開し、議案質疑に入ることと決定をいたしましたので、御報告をいたします。

以上です。

○議長（塩田 文男君） 議会運営委員会委員長の報告が終わりました。

お諮りします。本臨時会の会期は委員長報告のとおり、本日7月16日、1日限りと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日7月16日、1日限りと決定いたしました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（塩田 文男君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

本日提案されています議案は、お手元に配付していますように、議案第57号の1件です。

日程第4. 議案第57号

○議長（塩田 文男君） 議事に入ります。

お諮りします。日程第4、議案第57号令和6年度築上町霊園事業特別会計補正予算（第1号）については、議会運営委員長の報告のとおり、議案の提案理由の説明の後、暫時休憩を取り、全員協議会を開催したいと思います。議案第57号については、会議規則第39条2項の規定により、委員会付託を省略し、本日即決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、議案第57号については委員会付託を省略し、本日即決することに決定いたしました。

日程第4、議案第57号令和6年度築上町霊園事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。元島企画財政課長。

○企画財政課長（元島 信一君） 議案第57号令和6年度築上町霊園事業特別会計補正予算（第1号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和6年度築上町霊園事業特別会計補正予算（第1号）を別紙のとおり提出する。令和6年7月16日、築上町長新川久三。

○議長（塩田 文男君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第57号は、令和6年度築上町霊園事業特別会計補正予算（第

1号) についてでございます。

本予算案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ450万1,000円とするものでございます。

当該予算は、令和5年度築上町霊園事業特別会計が2,186円の赤字となり、赤字を治癒するために、令和6年度予算において歳出予算を3,000円繰上充用するものでございます。

なお、繰上充用という形になりましたけど、住民生活課の霊園事業特別会計という形で、非常にチェックができていなくて、繰入金から3,000円多く入れておれば別に問題なかったわけでございますけれども、これが担当課の間違いとか、実際は2,186円だけ赤字になるという形になっております。この赤字が本来なら5月31日までなら手当ができたわけでございますけれども、それができなかったということで、本来なら会計課が5月31日でそれぞれの会計を全部締めて、赤字会計とはなり得ないという形で、繰上充用をその前に本来は行うわけでございますけれども、急遽、この本議会5月31日を過ぎて違法状態になっておりますので、これを急遽適法な形に戻したいというふうなことで、そして、監査委員のほうに、適法な状態にした上で監査委員に監査をしていただくと、このような状態にいたしたく、急遽皆さん方に御参集を願ひまして、臨時議会という形になったところでございますので、よろしく御採択をいただければありがたいかなと思っておるところでございますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（塩田 文男君） それでは、ここで暫時休憩といたします。このまま全員協議会を開きますので、委員会室にお集まりください。

午前10時06分休憩

.....
午前10時25分再開

○議長（塩田 文男君） それでは、休憩前に引き続き会議を開催いたします。

議案第57号令和6年度築上町霊園事業特別会計補正予算（第1号）について、これから質疑を行います。質疑のある方。武道議員。

○議員（11番 武道 修司君） 今回、赤字決算ということで、金額はそう大きな金額じゃないんですが、内容的にはすごく悪い内容だというふうに思っております。予算がないのに繰入れをすとか、そういうのはなかなか難しいところはあると思うんですが、基金から基本的に繰入れをするという計画があったんだろうと思います。基金のほうから当初8万3,000円ですか、入金するような計画になっていたのではないかなというふうに思うんですが、その基金を繰入れをしなかったんですかね。会計の流れがよく分からないんですが、当初の基金から繰入れをするというふうな予算になっていたのではないかなというふうに思うんですが、その予算の繰入れをなぜしなかったのか。最終的にその金額を予算と今度数字がずれてくると思うんですよね。その

処理はどのようにされるのかを教えていただきたいというふうに思います。

○議長（塩田 文男君） 西田住民生活課長。

○住民生活課長（西田 哲幸君） 住民生活課、西田でございます。

繰入れのほうは、予算的に250万円程度繰入れがありました。繰入れのほうは行ったんですが、赤字を解消するまでの部分の繰入れができていなかったということで、その部分が赤字になったという形でございます。もう少し、1万円でも繰入れを足しておけば問題なかったんですが、そういう形になっております。

以上です。

○議長（塩田 文男君） 武道議員。

○議員（11番 武道 修司君） 私の記憶が間違えていたのかもしれませんが、予算的にはもう少し金額大きかったのではなかったかなと思うんですね。実際の処理が250万円しかしていなかったということじゃないかなと思うんですが、予算をしていなければ当然できないんですけどね。当初は予算はもっとあった、繰入れをする金額の予算はあったのではないかなというふうに思うんですが、私の記憶違いですかね。

○議長（塩田 文男君） 西田住民生活課長。

○住民生活課長（西田 哲幸君） 住民生活課、西田でございます。

先ほど武道議員が言われました予算のほうは、今、言ったように、250万円ぐらいもう確保しておりました。その中の範囲内で繰入れをするという形になるんですが、繰入額としましては、実際のところ91万円の繰入れをしているんですが、今、言っていた1万円でも、92万円でもしておけば、その解消はできたというふうに思います。そのいきさつに行くまでが、今、言っていた管理簿等チェックが怠っていたということが一つの原因になります。

以上です。

○議長（塩田 文男君） 武道議員。

○議員（11番 武道 修司君） 私の数字の勘違いというか、そんなんあったんであれなんですけど、250万円の予算の中で九十数万円という実際の処理ということですので、だけえ、250万円の予算があれば、その予算を一旦、もう予算で議会に通っているわけですから、全額一旦特別会計のほうに入れて、例えば、3月末の段階でその補正をかけて、また基金に戻すのか、場合によっては、決算後に不用額という格好で、その不用額の処理でどのようにするかとか、いろんな方法があったんだろうと思うんです。ただ、議会で予算で250万円ありますよというふうにやっているのに、九十数万円しか実際はその執行というか、早く言や、その数字合わせでその九十何万円を入れたんでしょうけど、そういうことがこういうふうなミスにもつながったのではないかなというふうに思うんで、予算の段階からある程度適当な予算の金額ではなくて、し

っかりした予算を決めていって、それにあまり差異のないような、数字に誤差のないような形で、その予算が通ったら、その金額を会計のほうに入れるというふうには処理をするようにしたほうが私はよかったのではないかなというふうに思うんですが、なぜそれをやらなかったのかということをお聞きしたいということで、一番最初の質問です。それを教えてください。

○議長（塩田 文男君） 西田住民生活課長。

○住民生活課長（西田 哲幸君） 住民生活課、西田でございます。

基金のほうは、今、約500万円ぐらい積み立てております。基金のほうも、どうしても足りない分は基金から繰り入れるという形にはしていますけど、実際やはり、墓地が売れば、墓地の資金運用というのができるんですけど、なかなか基金からやっぱり繰り入れるのも、基金がどんどん減っていきますので、その辺、実際のところ基金の墓地の購入等を見通しながら、最終的に足りない分は基金で対応したという経緯でしておりました。実際のところは、やはり基金のほうを先にもう繰り入れてするべきであったかなというふうには思っております。

以上です。

○議長（塩田 文男君） よろしいですか。ほかにないですか。宗議員。

○議員（7番 宗 裕君） まず、3点ほど質問させていただきます。最初の2点は、企画財政課長にお尋ねしたいと思います。

まず、質問の第1です。先ほど全員協議会でも説明ありましたが、現状、地方自治法第208条の第2項、いわゆる会計年度独立の原則に違反する状態である。赤字決算だから、現状では地方自治法第208条第2項に違反する状態であるという説明がありました。それとともに、資料には書いてあったんですが、今回の補正予算案、これも既に出納閉鎖を過ぎておりますから、今回の補正予算案が成立して繰上充当したとしても、この繰上充当は出納閉鎖後の充当でございますから、この充当も地方自治法第235条の5、いわゆる出納閉鎖の規定に違反する。つまり、現状でも違反、この是正措置も、厳密に言うと、法律に違反した状態であると。いずれにせよ違反であるが、もうこういう形で是正するしかない事態であるというふうに私は理解しておりますので、そういう理解で間違いはないかどうかの御答弁をお願いします。

企画財政課長に2番目の質問。同じようなこういう赤字決算という事態、ほかの自治体で過去にどのような例があったのか、把握している範囲で結構なんで、説明をお願いいたします。それと、私も調べたんですが、たしか昨年度、沖縄県でも特別会計で同じような事態があったというふうに聞いております。また、沖縄県でも県議会に同じように出納閉鎖期間後に繰上充当の補正予算案を出したと聞いておりますが、もし分かれば、沖縄県の執行部と議会との間でどういうやり取り、議会がどういう対応をしたのか、分かる範囲で結構なんで教えてください。

あと、3番目の質問です。3番目の質問は、企画財政課長というよりは、副町長にお答えいた

だきたいと思っているんですが、先ほどの全員協議会での対応策の中で、再発防止策が示されました。その中には、今後はこのようなことが起きないようにこういう対策を行う、あるいは、業務のマニュアルを整備するというような説明がございました。それで、もうこういうことが結構うちの町では繰り返されている。今後こういうことを繰り返さないように、実効性のある的確なマニュアルが作成されたのかどうかというのは、私は議会でも確認すべきだと思っているんです。ですから、質問というよりは要望になってしまいますが、マニュアルが完成した暁には議会に提出していただけるものか、いただけないものか。ぜひ我々議会としても見せていただいて、これで大丈夫かどうかという検証をしてみたいと思っておるんで、以上3点、答弁をお願いいたします。

○議長（塩田 文男君） 元島企画財政課長。

○企画財政課長（元島 信一君） 企画財政課、元島でございます。まず、1点目の件について御答弁させていただきます。

今の現状は、今、宗議員さんおっしゃられたように、地方自治法第208条第2項に違反をしているということと、繰上充用を出納閉鎖期間に行っていないということで、地方自治法施行令の166条の2による規定に違反をしている状況でございます。令和5年度の霊園特別会計の赤字状態を治癒することにつきましては、今の地方自治法施行令等の観点から言えば、第166条の2の繰上充用をする以外には方法がないというふうに私どもは考えておりますので、今回の補正予算のほうを提出した次第でございます。

補正予算についてですけれども、この部分も私どものほうでいろいろ有効なのか無効なのかということ調べたところ、総務省のほうが岩手県のほうに昭和28年に5月25日付で回答している分が、今回と同じように出納閉鎖後に岩手県のほうも予算書を提案をして議決をいただいている分に関しては、繰上充用自体が無効になるまでとは解されていないというふうに判断しておりますので、今回の補正予算については有効であるというふうに考えております。

次に、他の団体での赤字決算状態なんですけれども、この分も私たちが調べた範囲内でよろしいでしょうか。宗議員さんおっしゃられたように、昨年、令和4年度の沖縄県のほうで、2つの特別会計が赤字になっております。それと平成29年度に、これも沖縄県の一つの村のほうで国民健康保険特別会計のほうで赤字になっていると。それと、先ほど岩手県のことを述べましたが、岩手県のほうで昭和26年度の一般会計の予算が赤字になっているというふうに認識しております。それと、つい最近、愛知県のほうの市のほうで、令和5年度の国民健康保険の特別会計が赤字になっているというふうに、調べて分かった次第でございます。

なお、沖縄県の議会と執行部との関係についてですけれども、沖縄県のほうの議会の議事録等の分を私どもが調べたところによりますと、まず一番最初に、県知事のほうで補正予算を昨年の

9月の定例会のほうに提案をして、議会のほうが審議拒否を行ったというふうにネットニュース等で出ておりました。その後、県知事のほうが即日専決処分をいたしまして、最終日にだったと思うんですけども、議会に再度、専決処分の承認の議案を提案して承認をいただいたというふうに、調べたところなっております。

以上です。

○議長（塩田 文男君） 八野副町長。

○副町長（八野 紘海君） 副町長です。

まず、今回のこのような事件といえますか、事例については、私から言わせれば、昭和の30年の大合併以来、まず起こり得ないことだと思っております。それが起こったということは、今日、朝の庁議でも言いましたけど、職員間のコミュニケーション不足、そして、課長の指導不足、そして、職員のキャリア不足といえますか、勉強していないということだと思っております。そうすることで、多分この4月、5月の間に、出納閉鎖期間中に霊園会計がマイナスということは、誰もが目に、会計課のほうで目に、会計課、担当課で目にしたと思うんですけど、それをマイナスをどうするのか、どうすれば解消するのかというのが分かっていないといえますか、そこら辺が勉強不足だったと思っております。そういうことで、それが6月に入ったということで、6月に入って慌ててこのような状況になったということで、大変申し訳なく思っております。そういうところで、職員には勉強不足のところを勉強していただいて、あと財政研修、そしてまた、これはもう地方自治法の基本たる基本を読めば分かることで、地方自治法の研修もしなければならぬのかなと思っております。そういうことで、研修ももちろん、そして、課長さん方には指導といえますか、そういう指導を、今日、朝、課長会議でお願いしたと。今、言い方によっては、職員からパワハラというようなことも起こりますけども、やはり指導すべきところはきちんと指導していただかないと、こういうことが起こるといって、もう今日、朝の庁議で申し渡したところですので、今後そのマニュアルといえますか、どういうことをすれば職員のキャリアアップになるかということをもとめて、そのまとめ上げた部分につきましては、議会のほうに提出したいと思っております。

以上です。

○議長（塩田 文男君） ほかに。宗議員。

○議員（7番 宗 裕君） 御回答ありがとうございました。企画財政課長の回答で、念のため確認させていただくんですが、今回の補正予算案、つまり出納閉鎖後に関しては、法令違反ではあるが、無効とまでは言えないという国の見解であるという理解でよろしいですね。

それと、沖縄県議会は私もネットニュースで見ました。県議会は、執行部の法令違反のミスをこういう補正予算案という形で議会に承認を求めるのは、法令違反の片棒を、議会にも責任を取

れと言っているようなもので、それで審議拒否したというみたいな報道がなされていて、私は、これはもう法令違反であっても、こうするしかない、今までの説明で私もそう思いますので、もう議会としても真摯に対応すべきだと思っているので、沖縄のような対応を議会として対応する必要はないとは思っております。

それで、別の視点からのもう一つ質問をさせていただきます。この手のミス、うちの町では、この数年頻発していると思っているんです。少し遡りますと、ある職員が県の補助金の実績報告書を、領収書等を偽造して提出していたという事案もございました。また、最近では、八津田小学校の補助金申請に、これも単なるミスではございますが、ミスがあつて、5,000万円ぐらい補助金をもらえなかったという事例もありました。これも担当者がミスをした。ただ、そのミスがなぜかほかの担当者、あるいは、ほかの部署のチェックを素通りして出てしまったという、今回と全く同じ原因だと思うんですね。私は、人間ですからミスはすることはあり得る。私もよくやります。ただ、組織ですから、役場ですから、そのミスが表に出ないように、複数担当者が見てという仕組みは今でもあるんだと思うんです。そのたんに、不祥事が起こるたんに、複数部署によるチェック、複数の担当者によるチェックというような、同じような対応策がそのたんに言われている。でも、また起きる。今、副町長が答弁の中で、職員間のコミュニケーション不足、あるいは、課長の指導力不足というふうにおっしゃいました。もちろんそういう原因もあるんだとは思いますが、このように同じようなことが続いて、そのたんに再発防止策をするのに続くというのは、私は何が原因か明確には分からないんですけど、組織の中で何か大きな問題があるのではないかと、そのように考えるしかないと思っています。その大きな問題の原因は何か、あるいはその責任は何か。やはり課長レベルではなくて、トップである町長の責任が大きいと思っているんです。この視点から、町長、お考えをお聞かせください。

○議長（塩田 文男君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 職員のミスは、最終的には私のミスということに、これは当然なります。ただし、今、現状では、いろんな仕事のほうに追われて、年度が本当早めに終わるような仕事のけりをつけるような形になればいいんですけど、なかなかそうはなっていないと。もうぎりぎり追われているというのが現状でございますし、これも人員が少ないと言えば少ないかも分かりませんが、そんなに人員を増やすわけにもいかないという状況もございますし、やはり効率的な仕事をどうしたらやるかという形で、今後もこれはもう本人の自覚を促すというか、職員の自覚を促しながら、我々はそういう職員の研修制度をやりながら、職員がこの仕事をいつまでにやって、いつまでにどのようにしなければいけないかという認識をちゃんと持っていただくような指導を私は今後やってまいりたいと、このように考えておりますし、今回は本当に、実害というのはございませんでしたけど、これはもう制度的に非常に大きなミスという捉え方を私はしてお

るところでございますし、途中いろんなミスがございます。始末書もいろいろ書いて私のところに回ってきますけど、いろんな始末書があるわけでございますけれど、これは期間内にちょっと遅れたとか、そういう状況。しかし、これもちょっと遅れたじゃ始末書は駄目だよという話で、指導はしておるところでございますけれど、とにかく職員の資質の向上、これをやっぱり求めていくというのが私の仕事だろうと思っておりますので、今後、なお一層の資質の向上を求めてまいります。

以上です。

○議長（塩田 文男君） よろしいですか。ほかにないですか。工藤議員。

○議員（5番 工藤 久司君） 武道議員も宗議員も言ったことと少し重複するところがありますが、町長やっぱりうちの役場の体質は、もうミスをする体質になっていますよ。先ほど宗総議員も言ったいろんなミスがあった。前日も、3月議会でも最後に条例を改正、「市長」と「町長」間違っていたというようなことで、また提案をしてきている。本当にそういう体質になってしまっているんじゃないかなと思うんですよ。ですから、ここは本当に根本的に見直さないと、今回の全国でも何例しかないというようなミスをするに当たって、このミスはもう絶対起こらないと思う。もうこのミスはしないでしょう、特別会計に関してとかですね。ただ、ほかのミスというのに関しては、まだ起こり得る可能性があるということを考えると、やはり皆さん思っていると思うんですけど、本当に根本的に何か見直さなければいけないと思うので、そこら辺は、先ほど宗議員も言ったんですけど、私も一緒の見解で、やはりマニュアルというものをきちっと議会にも提案をする。それもやはり9月議会ぐらいには提案をしていただいて、私らもそれを見る。それをまたチェックしながらということにはさせていただきたいなと思います。それに対しては、先ほど副町長が分かりましたということでしたので、その件に関しては、そういう対応でお願いします。

それと、総務省、また県、いろんなところに相談をして、今回この提案に至っていると思います。総務省、県からの心配なのは、あれはないんですよ。ペナルティー的なものというのは、やはりあるのかな、ないのかなというのは心配しますので、やはりこういうことが起こると、やはりチェックがかかる。築上町に関してはチェックがかかりやすくなると、いろんなものに弊害があるんじゃないかなと思うんですが、県、国のそういうものというのがあるんでしょうか。

○議長（塩田 文男君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 今まで起こった中では、ペナルティーはなかったというふうに、今、担当課長のほうが聞き及んでいるということで、行政罰も何もない法令違反という形になっておりますので、これはやっぱり法令違反はやっちゃいけないということになりますので、この決算については、必ず5月31日の出納閉鎖をもってやっておると。従来なら若干遡及して修正ができ

たと。今、コンピューターでできないんですね。全くもうそれができないという形になっております。手計算でやっているときは、一日ぐらいの、発見をしたときには、遡及してつじつまを合わせるようなことは、過去は手計算の中ではやれる状況でございましたけど、今はもうコンピューターできちんと管理されておるんで、それができないということで、これを何か事前に見つける方法をやっぱりやらなきゃいかんだろうと、このように考えておるところでございまして、ペナルティーはございません。

○議長（塩田 文男君） 工藤議員。

○議員（5番 工藤 久司君） ペナルティーがないからよかったねという話にはならなくて、本当にペナルティーがあったらどうなったんだろうというようなことも心配をいたします。問題は、本当皆さん、先ほど武道議員も宗議員も言いおったけど今後ですよ。本当にこういうミスが起こったときにどうするかですよ。もう起こったら絶対いけん。いつも町長言っていますよね。あらを探すような議会にせんでくださいと。ただ、毎回の議会のように差し替えがあったりとかいうようなことというのは、頻繁にあることを考えると、また次どんなミスがあるのかということ、やはり議会としてもやっぱり心配もしますし、職員一生懸命頑張っているのに、なかなかチェックの体制とか、そういう意識の問題でこういうミスが起こるということに関しては、町長から厳しく言ってほしい。それと、今回のこの件に関して、今日は出てきている課長さんが4人ですが、ほかの課長さん庁議で、先ほど話、副町長から言いましたけど、問題は課長じゃなくて、その下の職員というか、係長にあり、担当課長であり、まだ若手の職員に、僕はやはり町長、副町長から直接厳しく言うぐらいなことがあっていいと思うんですよ。課長からこういうことがあったからと言ったら、ほかの、他の課長はそんなことがあったのというような若手職員もいるかもしれませんので、やはりこれ重大なことだったんだよということで、町長、副町長からでもきちっと全職員に訓示をするぐらいの、そういうことでお願いしたいんですが、いかがでしょう。

○議長（塩田 文男君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 既にこのミスについては、8月の職員の連絡会において指摘をして、皆さんこういうことがあるということで、「7月」と呼ぶ者あり）7月。ごめんなさい。7月1日の職員連絡会の中で。だけど、この職員連絡会の寄りが悪いんで、あと、また、もう本当に8月はどれだけ集まるか分かりませんが、そういう状況で、数多く連絡会に出席するようにしないと、直接毎月月初めにやっております。課長には庁議という形で月初めと、ちょうど15日、今日15日の、休みのときは直近の、今日16日ですかね。今日行いまして、今日も私と副町長、厳しい状況という形で皆さんには伝えたところでございます。

以上です。

○議長（塩田 文男君） ほかによろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで討論を終わります。

これから、議案第57号について採決を行います。本案に対し反対意見はありません。議案第57号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

_____ . _____ . _____

○議長（塩田 文男君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これで、令和6年度第1回築上町臨時会を閉会いたします。

午前10時52分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員